

高知大学教育研究部人文社会科学系人文社会科学部門教員選考委員会規則

平成 22 年 3 月 10 日
規則 第 127 号

最終改正 平成 28 年 1 月 13 日規則第 61 号

(目的)

第 1 条 高知大学教育研究部人文社会科学系人文社会科学部門教員選考委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の事項を審議し、その決定を部門会議の議に付する。

- (1) 教員の採用、昇任及び再任並びにこれに伴うその資格審査
- (2) 教員の転任、退職、降任及び休職

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 部門長
- (2) 採用等予定者が専任担当となる学部の学部長
- (3) 副部門長
- (4) 部門から選出された教授 5 人
- (5) 部門から選出された准教授、講師又は助教 6 人
- (6) 他部門から選出された教員 若干人

2 委員になる者は、着任後 6 か月を経ているなければならない。

3 第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 4 条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、部門長をもって充てる。

(招集)

第 5 条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 議事は、出席した委員の3分の2以上をもって決する。

(専門委員会)

第7条 第2条第1号に掲げる資格審査については、委員会は専門委員会を設置し、審査される者の専門的学識等について意見を徴するものとする。

2 専門委員会に委員長を置き、委員長の選出については委員会で決定する。

3 専門委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 委員会の事務は、国立大学法人高知大学事務組織規則に定めるところによる。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年1月13日規則第61号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。